

## 10 中小企業対策の推進について

(財務省、総務省、経済産業省、農林水産省)

### 【内容】

- (1) 経済の基礎的条件を反映しない円高は、我が国の経済を支えている中小企業の経営に大きな影響を与えていることから、中小企業対策について、特に万全を期すこと。
- (2) 「セーフティネット保証」の5号(全国的な不況業種関係)の業種指定については、来年度においても基準の緩和を行うこと。
- (3) 中小企業と公設試験研究機関が共同実施する技術開発について、戦略的基盤技術高度化支援事業の対象技術分野を拡大するとともに、補助制度の拡充を図ること。
- (4) 国の委託事業において公設試験研究機関に整備された機器について、他の研究用途や技術指導等への活用制限を緩和すること。
- (5) 鉱物採取、木材加工、廃棄物処理、窯業、農業、水産業などに使用される軽油について期限付き(平成24年3月31日まで)で認められている軽油引取税の課税免除措置の恒久化を図ること。

### (背景)

東日本大震災による、世界的な製造業の混乱は、あらためて、我が国中小企業の技術力と重要性を再認識させることとなった。しかし、新興国の台頭や長期化するデフレ、過度な円高により、その競争力は低下をしており、更なる中小企業対策が必要となっている。

「セーフティネット保証」の5号(全国的な不況業種関係)は、東日本大震災の影響から、平成23年度上半期において、その指定業種が原則全業種とされた。さらに、その後「円高への総合対応策(仮称)」において、下半期においても原則全業種が継続されることとなったが、景気の低迷が長期化し、先行きの不透明な状況が続いている状況を踏まえ、来年度においても、業種指定における配慮が必要である。

本県の中小企業は、厳しい経営状況の中でも、技術・製品開発の意欲が高い状況にあり、国や県による更なる技術面、経営面の支援が求められている。しかし、最も利用意向の高い戦略的基盤技術高度化支援事業は、対象技術が20分野に制限されており、本県が得意とする窯業や食品、繊維などは、その利用が困難となっている。

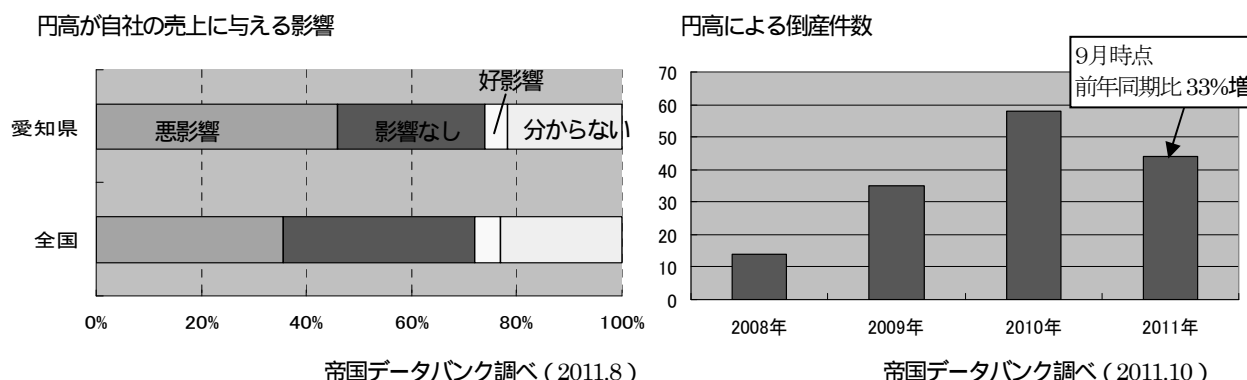
委託事業により公設試験研究機関に整備した機器は、地域の産業における課題を解決する上でも有用な機器であるが、委託用途外の使用が制限されているため、他の研究用途や技術指導等には活用できず、使用効率が悪い。

軽油引取税は、平成21年4月から道路財源への目的税から普通税となったが、一部業種で使用される軽油については、平成23年度末までの期限付きで、課税免除の対象となっている。

こうした業種の多くは中小事業者であり、課税免除の廃止は、既に、原油・原材料高により厳しい状況にある経営環境に、大きなダメージとなることが危惧される。

## ( 参 考 )

### 1 円高による影響



### 2 愛知県実施の中小企業ヒアリング調査結果

#### 【行政への主な要望】

金融支援	135件
<b>技術開発支援</b>	<b>99件</b>
経営指導・相談	59件
人材育成支援	46件
人材確保支援	37件

- ・産業技術研究所について、施設、新分野の情報提供及び技術指導を充実してほしい。
- ・モノづくりに係る補助金など資金面の支援を拡充してほしい。

調査時期：平成21年1月～22年12月 訪問企業数：587企業

### 3 国のモノづくり中小企業への主な助成制度(平成23年予算)

区 分	戦略的基盤技術高度化支援事業	地域イノベーション創出研究開発事業	民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業
予 算 額	150億円	10億円	5億円
支 援 額	初年度4,500千円/件	30,000千円～100,000千円/件	8,000千円～50,000千円/件
期 間	2年又は3年	2年以内	1年以内
補助率等	委託方式	委託方式	中小企業型2/3、一般型1/2
対象分野	「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定を受けた事業( casting, forging, etc. 20分野限定)	新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るための研究開発事業	独創的な技術を持ちながら実用化に至っていない事業
要 件	認定を受けた、中小企業を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者アドバイザー等によって構成される共同体	中小企業を始めとした産学官で形成された共同研究体	公的研究機関と企業のみから成る研究体による新製品・技術の実用化に向けた実証、性能評価事業

### 4 軽油引取税の免税措置が認められている主な用途

- ・鋼板、鋼管などの製造工程における熱処理用
- ・陶磁器の製造工程における焼成および乾燥用
- ・鋳物の採取、積み込みまたは運搬のために使用する機械の動力源
- ・電気供給事業者による汽力発電装置の助燃用
- ・地熱資源開発の動力付試すい機の動力源用
- ・廃棄物の処分のため使用する機械の動力源用
- ・船舶、鉄道用車両、軌道用車両の動源用
- ・農業、林業、素材生産業などの用に供する機械の動力源用
- ・倉庫業のために使用する機械の動力源
- ・エチレン、プロピレンなどの原材料
- ・潤滑油、グリースまたは印刷インキ用溶剤の原料